

居宅介護支援サービス 評価チェック表

I 居宅介護支援の様式

1 利用申込から利用終了までの手続きに関する項目

小項目	No.	設 問	評価年月日 平成 20 年 11 月 6 日			
			評価結果			改善が 必要
			A	B	C	
居宅介護支援の内容の紹介	1	利用申込者又はその家族に対して、重要事項の説明を行なう際、重要事項説明書の他にパンフレットを用意するなどわかりやすい説明に配慮していますか。	○			
利用申込み	2	利用申込者との利用契約は、重要事項説明書を提示し、被保険者証を確認のうえ契約書を作成していますか。	○			
	3	利用申込者が要介護認定等の申請を行っていない場合は、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行っていますか。	○			
	4	要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。	○			
ニーズの把握、評価	5	解決すべき課題を検討するために利用申込者の居宅を訪問し、専門的な視点からニーズの把握、評価がなされていますか。	○			
サービスの利用調整	6	居宅サービス計画の内容について、サービス担当者会議の開催や担当者に対する照会等により、担当者から専門的な見地からの意見を求めていますか。	○			
利用契約の解約・利用終了後の対応	7	居宅介護支援の提供に該当しなかった場合や困難な場合に、対応できない理由を分かりやすく説明し、他機関へ紹介していますか。	○			
	8	必要に応じて、他の公的サービスや非公的な生活支援サービスを紹介していますか。	○			
	9	利用者が、いつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者又は事業者から直ちに契約を解除することができる事由を定めていますか。	○			
	10	利用の終了に際して、必要な情報の提供やアドバイスを利用者又はその家族に分かりやすく説明し、必要に応じて他のサービス・社会資源を紹介していますか。	○			
	11	利用終了時に他の事業者が選定された際には、必要に応じ情報の提供等を行っていますか。	○			

2 居宅サービス計画に関する項目

居宅サービス計画策定と実施	12	居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、使用料等の情報を適正に利用者又は家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めていますか。	○			
	13	居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	○			
	14	利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上の留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成していますか。	○			
参加と自己決定	15	居宅サービス計画の原案の内容等について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	○			
居宅サービス計画の見直し	16	利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との継続的な連絡により、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の見直しを行っていますか。	○			

3 居宅介護支援の提供の工夫に関する項目

小項目	No.	設問	評価年月日 平成20年11月6日			
			評価結果			改善が 必要
			A	B	C	
利用時間・利用期間の柔軟化	17	勤務時間外等の対応ができる体制ですか。	○			
	18	日曜日その他の休日の対応ができる体制ですか。	○			
居宅介護支援内容の工夫	19	利用者又はその家族の必要性に応じた居宅介護支援の提供をしていますか。	○			
	20	居宅介護支援の提供にあたって、地域特性等に配慮した工夫をしていますか。		○		

4 利用者・家族とのコミュニケーションに関する項目

相談・情報提供活動	21	定期的、または必要に応じて、利用者又はその家族との相談や意見収集の機会を持っていますか。	○			
利用者の苦情受付	22	利用者又はその家族の苦情を受ける窓口があり、速やかに対応するシステムがありますか。また、その苦情を迅速に居宅介護支援の改善につなげていますか。	○			
家族との連携	23	家族との連携・コミュニケーションを確保するよう努めていますか。	○			

5 利用者の記録管理に関する項目

利用者の記録	24	利用者に関する情報を適切に記録していますか。	○			
利用者記録の管理	25	利用者の記録の保管方法を定めて、それを基に適切に記録を保管していますか。	○			

6 利用者のプライバシーに関する項目

プライバシーの保護	26	利用者又はその家族の人権やプライバシー保護に、適切な配慮を行っていますか。	○			
	27	サービス担当者会議において個人情報を用いる場合は、当該利用者又は家族の同意を、あらかじめ文書で得ていますか。	○			
個人情報の開示	28	利用者又はその家族からの求めに応じて居宅介護支援提供の記録等の開示を行っていますか。	○			

※評価結果： A 実施できている、B 実施できているが不十分、C 実施できていない

○ I 居宅介護支援の提供の様式 改善事項

改善を要する事項 (具体的に)	改 善 策 (具 体 的 に)	改善見込み 年 月 日	改善結果と今後の課題

○ I 居宅介護支援の提供の様式Aと回答し、さらに工夫している事例

II 居宅介護支援の内容

1 各サービスに共通な項目

小項目	No.	設問	評価年月日 平成20年11月6日			
			評価結果			改善が 必要
			A	B	C	
自立支援	29	利用者が自立して生き生きとした生活が送れるような居宅介護支援の提供や、利用者又は家族が地域参加できるよう配慮していますか。	○			
	30	利用者の状態により、自立支援のための住宅改修や福祉用具を活用できるよう情報提供し、介護支援専門員の意見書の作成を行っていますか。	○			
健康管理	31	利用者又はその家族の体調や健康状態に気を配り、健康の保持増進のために必要な支援を行っていますか。	○			
コミュニケーション	32	利用者又はその家族への言葉づかいに対する配慮がなされていますか。	○			
	33	利用者又はその家族の心理面に配慮し、コミュニケーションをとるよう努めていますか。	○			
利用者の意向の尊重	34	居宅介護支援の提供にあたって、利用者又はその家族の意向をできる限り尊重するよう努めていますか。	○			

2 個々の居宅介護支援に関する項目

介護保険施設との連携	35	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等の紹介を行っていますか。また、介護保険施設への紹介にあたっては、主治医の意見を求めていますか。	○			
	36	介護保健施設から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、あらかじめ、居宅サービス計画作成等の援助を行っていますか。	○			
主治医等との連携	37	利用者が医療サービス（訪問看護、通所リハビリテーション等）の利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めていますか。	○			
	38	主治医等が居宅サービス計画の内容を求めている場合には、利用者の同意を得て主治医等に情報提供を行っていますか。	○			
	39	居宅サービス計画に医療サービス（訪問看護、通所リハビリテーション等）を位置付ける場合には、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行っていますか。	○			
	40	医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合に、当該指定居宅サービス等に係る主治医等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点等を尊重してこれを行っていますか。	○			
短期入所	41	居宅サービス計画に短期入所を位置付ける場合は、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要な場合を除き、短期入所を利用する日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。	○			
居宅介護支援の提供	42	利用者が提示する被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合には、利用者にもその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。	○			
	43	居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者又は家族の状況等に応じ、支給限度基準額を勘案して、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。	○			

居宅介護支援の提供	44	居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用も含めて居宅サービスに位置付けるようにしていますか。	○			
	45	居宅介護支援の提供にあたっては、利用者又は家族に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明を行っていますか。	○			

※評価結果： A 実施できている、B 実施できているが不十分、C 実施できていない

○II 居宅介護支援内容改善事項

改善を要する事項 (具体的に)	改 善 策 (具 体 的 に)	改善見込み 年 月 日	改善結果と今後の課題

○II 居宅介護支援内容Aと回答し、さらに工夫している事例

Ⅲ 居宅介護支援の提供体制

1 職員の配置・体制に関する項目

小項目	No.	設 問	評価年月日 平成 20 年 11 月 6 日			改善が 必 要
			評価結果			
			A	B	C	
指導・助言の体制	46	個々のサービスの提供に関して、定期的又は随時に指導・助言が行われる体制がとられていますか。		○		レ
効率的な経営	47	居宅介護支援専門員が効率的に訪問できるように努めていますか。		○		

2 サービスの質の確保に関する項目

サービスの標準化	48	居宅介護支援に関するマニュアル等を居宅介護支援専門員に徹底し、サービスの標準化が図られていますか。		○		レ
ケアカンファレンスでのスーパービジョン	49	事業所内あるいは外部の専門職の参加を得て、定期的又は必要に応じて、ケアカンファレンスの際に、スーパービジョン（助言指導）を実施していますか。	○			
サービス担当者会議の開催	50	必要に応じてサービス担当者会議を開催し、サービス提供事業者や関係機関と利用者の課題について検討していますか。	○			
サービスの質の向上	51	居宅介護支援の質の向上に向けた中長期的な計画を立て、サービスの質の向上を意図した事業計画の策定を行っていますか。	○			
	52	この評価基準等を活用して定期的に自己評価を行い、必要な業務改善を行っていますか。	○			
	53	第三者評価を積極的に受け入れて、必要な業務改善を行っていますか。		○		
業務改善・提案活動	54	居宅介護支援専門員、利用者、家族からの業務改善に関する提案を活用する体制がとられていますか。				

3 他機関との連携に関する項目

関係事業者・機関との連携	55	サービス提供事業者や関係機関との連携、調整を図り、個々の利用者が援助を受けられるように努めていますか。	○			
	56	利用者のかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を確認し、連携を確保していますか。		○		
権利擁護事業	57	利用者の判断能力が低下した場合、福祉サービス利用援助事業の社協専門員と連携をとったり、任意後見人や法定後見人などとの連携をとっていますか。		○		

4 事故対策等（リスクマネジメント）に関する項目

事故防止のマニュアル化	58	事故を発生させないために留意点・注意事項をマニュアルとして職員に示していますか。	○			
事故発生時の対策	59	利用者の病状の急変や事故発生等緊急時の対処法、連絡先（かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局への連絡含む）、補償対策などを定めていますか。	○			
保険への加入	60	賠償責任等に備えて、保険に加入していますか。	○			

※評価結果： A 実施できている、B 実施できているが不十分、C 実施できていない

○Ⅲ 居宅介護支援の提供体制 改善事項

改善を要する事項 (具体的に)	改 善 策 (具 体 的 に)	改善見込み 年 月 日	改善結果と今後の課題
46 指導助言体制が不十分である。	新規ケースについては、3ヵ月以内にケース検討会を開催し、プランのチェックや助言などを行う。 また、既存ケースについては、プランの見直し時や問題が発生したときなど随時対応する。	H21.3.31	
48 サービスの標準化	内部の研修や意見交換の実施や外部研修へ参加させ、資質の向上を図り、統一した考えのもとサービスを提供する。	H21.3.31	

○Ⅲ 居宅介護支援の提供体制 Aと回答し、さらに工夫している事例

IV 事業の管理・運営

1 事業の理念・計画に関する項目

小項目	No.	設問	評価年月日 平成20年11月6日			
			評価結果			改善が 必要
			A	B	C	
理念・方針の明確化	6 1	指定居宅介護支援事業者としての理念や方針を明確にするとともに、職員等に徹底していますか。	○			
目標計画の策定と見直し	6 2	指定居宅介護支援事業者としての理念・方針に基づいた事業の達成目標・計画（中・長期）を定めていますか。		○		

2 事業の経営・運営に関する項目

介護保険制度に関する意見・意向の伝達	6 3	居宅介護支援の内容や介護報酬など介護保険制度の基本的部分について保険者等に意見や意向を伝えていますか。		○		
効果的事業運営	6 4	運営規程に基づいて、適切に運営されていますか。また、運営規程の概要等を掲示していますか。	○			
	6 5	管理者や介護支援専門員が各種会議や委員会に参加し、事業の運営に対して積極的に関わっていますか。	○			
	6 6	保健・医療・福祉サービスに関する情報を収集し、事業運営やサービス提供に役立てていますか。	○			
	6 7	事業所内各部門の関係情報の共有化が図られていますか。	○			
情報開示	6 8	利用者等に対して、財務表を公開していますか。	○			
	6 9	地域住民・利用者に対して、自己評価や第三者評価の結果を公開していますか。	○			

3 人材育成に関する項目

研修・人材育成	7 0	介護支援専門員研修について、研修体系を整備し、研修を計画的かつ定期的に行っていますか。	○			
	7 1	介護支援専門員の調査研究の指導や研修発表を推進していますか。		○		

※評価結果： A 実施できている、B 実施できているが不十分、C 実施できていない

○IV 事業の管理・運営改善事項

改善を要する事項 (具体的に)	改 善 策 (具 体 的 に)	改善見込み 年 月 日	改善結果と今後の課題

○IV 事業の管理・運営改善事項Aと回答し、さらに工夫している事例

V 地域全体のサービス提供体制

1 広報・情報提供に関する項目

小項目	No.	設 問	評価年月日 平成 20 年 11 月 6 日			
			評価結果			改善が 必要
			A	B	C	
広報	7 2	利用の促進や居宅介護支援・事業の理解増進のために、広報活動を十分に行っていますか。		○		

2 関連機関との連携に関する項目

行政計画・施策への反映	7 3	事業者の意見が、市町村老人保健福祉計画・介護保険事業計画等の行政計画や施策に反映されるように保険者への働きかけに努めていますか。		○		
域内関連機関との連携	7 4	関連する専門諸機関と連携がとれていますか。	○			
地域住民との連携	7 5	地域での介護教室の開催や、介護者会への参加等、地域との交流に努めていますか。		○		

※評価結果： A 実施できている、B 実施できているが不十分、C 実施できていない

OV 地域全体のサービス提供体制改善事項

改善を要する事項 (具体的に)	改 善 策 (具 体 的 に)	改善見込み 年 月 日	改善結果と今後の課題

OV 地域全体のサービス提供体制Aと回答し、さらに工夫している事例
